

長崎県医療統計をご利用の方へ

I. 医療施設調査

1. 調査の目的

医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の種類、期間及び期日

- ・ 静態調査 3年に1回 調査年の10月1日現在
- ・ 動態調査 毎月 平成30年10月1日から1年間

3. 調査の対象

- ・ 静態調査 調査時点で開設している全ての医療施設
- ・ 動態調査 開設・廃止等のあった医療施設
医療施設には、往診のみの診療所を含むが、助産所、介護老人保健施設、保健所は除く。

II. 病院報告

1. 報告の目的

病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

2. 報告の期間

平成31年1月1日～令和元年12月31日（毎月報告）

3. 報告の対象

病院、療養病床を有する診療所

III. 医師・歯科医師・薬剤師統計

1. 統計の目的

医師、歯科医師及び薬剤師について、性、年齢、業務の種別、従事場所及び診療科名（薬剤師を除く。）等による分布を明らかにし、厚生労働行政の基礎資料を得ることを目的とする。

2. 集計の対象

日本国内に住所があって、医師法第6条第3項により届け出た医師、歯科医師法第6条第3項により届け出た歯科医師及び薬剤師法第9条により届け出た薬剤師の各届出票を集計の対象とする。

3. 届出の時点

平成30年12月31日現在

IV. 業務従事者届

県内の保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士について、平成 30 年「衛生行政報告例」に基づく年末現在の従業者である。
(昭和 57 年までは毎年の調査であったが、それ以後は隔年に変更された。)

V. 用語の説明

(1) 施設の種類

病 院

医師または歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者 20 人以上の入院施設を有するもの

一般診療所

医師または歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所（歯科医業のみは除く。）であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者 19 人以下の入院施設を有するもの

歯科診療所

歯科医師が歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者 19 人以下の入院施設を有するもの

(2) 病院の種類

精神科病院

精神病床のみを有する病院

一般病院

精神科病院以外の病院（平成 10 年までは伝染病院、平成 24 年までは結核療養所も除く）

地域医療支援病院

他医療機関から紹介された患者に医療を提供し、また、他医療機関の医師等医療従事者が診療、研究又は研修を行う体制並びに救急医療を提供し得る病院として知事が承認した病院（「医療法」(昭和 23 年法律第 205 号)第 4 条)

(3) 病 床 医療法第 27 条の規定により使用許可を受けた許可病床である。

精神病床

精神疾患を有する者を入院させるための病床

感染症病床

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成 10 年法律第 114 号)に規定する一類感染症、二類感染症（結核を除く）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症並びに新感染症の患者を入院させるための病床

結核病床

結核の患者を入院させるための病床

療養病床

病院の病床（精神病床、感染症病床、結核病床を除く）又は一般診療所の病床のうち主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床

一般病床

精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床以外の病床

経過的其他の病床

旧医療法第7条第2項に規定する「その他の病床」であって、「医療法等の一部を改正する法律」（平成12年法律第141号）の施行後、療養病床又は一般病床のいずれかに移行する届出をしていない病床（平成15年8月までの経過措置）

経過的其他の療養型病床群

「経過的其他の病床」のうち、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための一群の病床（平成15年8月までの経過措置）

介護療養病床

療養病床のうち、「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法」に規定する都道府県知事の指定介護療養型医療施設としての指定に係る病床

(4) 在院患者

病院の全病床及び診療所の療養病床に、毎日24時現在在院している患者

(5) 新入院患者、退院患者

毎月中における新たに入院した患者、退院した患者をいい、入院してその日のうちに退院した患者も含む。

(6) 外来患者

新来・再来・往診及び巡回診療患者の区別なく、すべてを合計したものをいい、同一患者が2つ以上の診療科で診療を受け、それぞれの科で診療録が作成された場合は、それぞれの診療科の外来患者として取扱う。

(7) 1日平均在院患者数

$$\frac{\text{年間在院患者延数}}{\text{当該年の年間日数}}^{\ast}$$

※令和元年は 365 日

(8) 1日平均外来患者数

$$\frac{\text{年間外来患者延数}}{\text{当該年の年間日数}}^{\ast}$$

(9) 病床利用率

$$\frac{\text{年間在院患者延数}}{\text{(月間日数} \times \text{月末病床数) の 1 月} \sim \text{12 月の合計}} \times 100$$

(10) 月末病床利用率

$$\frac{\text{月末在院患者数}}{\text{月末病床数}} \times 100$$

(11) 平均在院日数

$$\frac{\text{年(月)間在院患者延数}}{1/2 \times (\text{年(月)間新入院患者数} + \text{年(月)間退院患者数})}$$

療養病床については、次式による。

$$1/2 \times \frac{\text{年(月)間在院患者延数}}{\left[\begin{array}{l} \text{年(月)間新入院患者数} + \text{年(月)間} \\ \text{種別の病床から移された患者数} \end{array} \right. \left. + \begin{array}{l} \text{年(月)間退院患者数} + \text{年(月)間} \\ \text{種別の病床へ移された患者数} \end{array} \right]}$$

介護療養病床については、次式による。

$$1/2 \times \frac{\text{年(月)間在院患者延数}}{\left[\begin{array}{l} \text{年(月)間新入院患者数} + \text{年(月)間} \\ \text{以外の病床から移された患者数} \end{array} \right. \left. + \begin{array}{l} \text{年(月)間退院患者数} + \text{年(月)間} \\ \text{以外の病床へ移された患者数} \end{array} \right]}$$

VI. 表側の集計項目について

(1) 本土部医療圏

本県では、二次医療圏（医療法第30条の4第2項第14号に規定する区域）として、8圏域設定しており、その内、本土部にある医療圏をいう。

(2) 離島部医療圏

上記二次医療圏の内、離島部にある医療圏をいう。

本土部医療圏

医療圏名	構成市町名
長崎	長崎市、西海市、長与町、時津町
佐世保県北	佐世保市、平戸市、松浦市、佐々町
県央	諫早市、大村市、東彼杵町、川棚町、波佐見町
県南	島原市、雲仙市、南島原市

離島部医療圏

医療圏名	構成市町名
五 島	五島市
上 五 島	小値賀町、新上五島町
壱 岐	壱岐市
対 馬	対馬市

VII. 比率に用いた人口について

全国・長崎県の人口は総務省統計局発表「人口推計(令和元年10月1日現在)」の総人口であり、市町別人口は長崎県異動人口調査(県統計課)による推計人口(令和元年10月1日現在)である。また二次医療圏別の人口は長崎県異動人口調査の市町別推計人口を集計したものである。

表章記号の規約

計数のない場合	—
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
統計項目があり得ない場合	・
比率等が微小(0.05未満)の場合	0、0.0など
減少数または減少率を意味する場合	△

なお、病院報告では、以下の場合も含む。

「—」：病院又は病床があるが、計上する数値がない場合

「・」：病院又は病床がないので、計上する数値がない場合